

全国上場会社のエクイティファイナンスの状況

＜統計の目的＞

広く一般の皆様に全国の証券取引所の上場会社（証券取引所から新規上場承認され、新規上場した会社を含みます。以下「上場会社」といいます。）が行う資金調達の状況を御理解いただく指標の一つとして、全国上場会社のエクイティファイナンスの状況を公表しています。

＜用語の定義＞

【公募増資等】

・「増資（エクイティファイナンス）」とは、上場会社による新株や新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債を含む。）の発行等、株主資本の増加をもたらす資金調達をいいます。

・「公募増資」とは、上場会社が新規に発行する有価証券について、**50名以上**の適格機関投資家以外の者に取得の申込みの勧誘をする行為のうち、特定投資家のみに勧誘すること以外の行為により、増資することをいいます。

本統計では既に上場している会社による公募増資と、新規上場会社が上場時に行う公募増資について、それぞれ「株券（新規上場以外）」と「株券（新規上場）」に区分して集計しています。

【公募増資等／発行形態別】

・「国内」は、上場会社が、国内において増資（エクイティファイナンス）等を行った状況です。

・「株券」は、上場会社が株券（株式会社の株主の地位あるいは権利を表章する有価証券）の発行により増資を行った件数及び調達額を表します。

・「転換社債型新株予約権付社債券」は、上場会社が新株予約権（当該転換社債型新株予約権付社債を有するものが一定期間内に請求を行えば、当該転換社債型新株予約権付社債と引き換えに、当該発行会社の株式を、予め定められた行使価格で、一定数量に転換することができる権利）を付した社債の発行により増資を行った件数及び調達額を表します。

・「新株予約権付社債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く）」は、上場会社が新株予約権（当該新株予約権を有するものが一定期間内に請求を行えば、当該発行会社の株式を予め定められた行使価格で、一定数量買い付けることができる権利）を付した社債の発行により増資を行った件数及び調達額を表します。なお、集計上は転換社債型新株予

約権付社債の発行により増資を行った件数及び調達額は別に区分して計上しています。

- ・新株予約権証券（コミットメント型ライツ・オファリング）は、ライツ・オファリング（上場会社が株主全員に対し、保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割り当てる増資手法）のうち、株主が権利行使しなかった新株予約権を引受会員が権利行使することとなっている新株予約権証券（後出）を発行した件数及び調達額を表します。なお、集計上は、コミットメント型ライツ・オファリング以外の新株予約権証券は別に区分して計上しています。

- ・「新規上場」は、未上場の株式会社等が、不特定多数の投資家が当該会社の発行する株式を売買できるように、証券取引所に株券等を上場させることをいいます。通常、証券取引所への新規上場にあたっては、公募増資や売出しが実施されます。なお、ある取引所に上場している会社が他の取引所に上場し公募増資を行った場合は、統計上は「新規上場以外」の欄に集計しております（この取扱いについては、「売出」についても同様です）。

- ・「海外」は、上場会社が、国外において増資（エクイティファイナンス）等を行った状況について表します。

- ・「DR（預託証券、Depositary Receipt）」とは、上場会社の株券等の有価証券を、国外でも流通（売買）させるために、国内で保管されている有価証券を裏付けに、現地の銀行や信託銀行などの預託機関が発行する証券です。上場会社が、預託証券を国外の市場で流通させることにより、資金調達や売買をすることが可能となります。原株を直に国外の市場に流通させるのに比べ、送金や受渡し等、売買取引に係るコストが低減できるという利点があります。

【公募増資等／海外市場別内訳】

- ・「スイス・フラン市場」は、上場会社がスイス国内において、スイス・フラン建てでエクイティファイナンス等を行った件数及び調達額を表します。

- ・「ユーロ・ドル市場」は、上場会社が国外において、ドル建てでエクイティファイナンス等を行った件数及び調達額を表します。

- ・「その他の市場」は、上場会社による国外でのエクイティファイナンス等のうち、上記の「スイス・フラン市場」及び「ユーロ・ドル市場」のいずれにもあてはまらないものの件数及び調達額を表します。

【(参考) 株主・第三者割当増資・新株予約権証券（コミットメント型ライツ・オファリングを除く）】

- ・「株主割当増資」は、上場会社が新株を発行する際、既存の株主に等しく一定の割合で株式の割当を受ける権利を与える方法により行われた増資の件数及び調達額を表します。
- ・「第三者割当増資」は、上場会社が新株を発行する際、特定の第三者に新株を引き受ける権利を与える方法により行われた増資の件数及び調達額を表します。
- ・「新株予約権証券」は、その所有者が予め定められた行使期間内であれば、上場会社に対し上場会社の株式を、一定の行使価格で取得できる権利を表章する有価証券を発行した件数及び調達額を表します。なお、集計上は、新株予約権（コミットメント型ライツ・オファリング）は別に区分して計上しています。

【売出し】

- ・「売出し」とは、既に発行された有価証券について、不特定かつ多数の人に対し、売り付けの申込み又はその買い付けの申し込みを勧誘することをいいます。

【上場不動産投資信託証券のエクイティファイナンスの状況】

- ・「不動産投資信託証券」とは、ビル、マンション、オフィスビル、倉庫等の不動産を投資・運用対象とし、そこから得られる賃貸収入や不動産の売却益等を投資家に分配する投資法人が発行する投資証券又は投資信託です。本統計上はこれらのうち、国内の証券取引所に上場する不動産投資信託証券を集計対象としています。

【インフラファンドのエクイティファイナンスの状況】

- ・「インフラファンド」とは、太陽光発電施設等の再生可能エネルギー発電設備や港湾施設等の公共施設等運営権といったインフラストラクチャーを投資・運用対象とし、そこから得られる収益等を投資家に分配する投資法人が発行する投資証券又は投資信託です。本統計上はこれらのうち、国内の証券取引所に上場するインフラファンドを集計対象としています。
- ・新投資口予約権証券（コミットメント型ライツ・オファリング）は、ライツ・オファリング（上場投資法人が投資主全員に対し、保有する口数に応じて新投資口予約権を無償で割り当てる増資手法）のうち、投資主が権利行使しなかった新投資口予約権を引受会員が権利行使することとなっている新投資口予約権証券を発行した件数及び調達額を表します。

＜作成方法＞

「適時開示情報閲覧サービス」に発表される全国証券取引所上場会社の適時開示情報等を基に集計しています。

＜利用上の注意＞

- ・上場会社が行ったエクイティファイナンス等について、個々の決議毎、条件の異なる毎に1件として集計しています。また、件数はすべての新規上場会社が公募増資及び売出しの両方を必ずしも行うわけではないため、当該期間における新規上場会社数と新規上場に係るファイナンスの件数とが一致しない場合があります。
- ・上場会社によるデットエクイティスワップ（債務の株式化）は集計対象となっておりません。

＜公表時期＞

原則として毎月20日に、本協会ホームページにて公表いたします。

＜お問い合わせ先＞

市場統計業務室（TEL：03－6665－6774）

この解説資料は、本協会が提供している統計情報を一般の皆様が利用するに当たり、統計情報に用いられている用語等について理解を進めるための一助として分かりやすく説明したものであり、必ずしも法令・諸規則等における定義等に基づくものではありません。